

# 鹿児島市子育て世帯への応援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、鹿児島市の

子育て世帯の生活を支援するために、市独自の応援給付金を支給します！

## 1. 応援給付金の対象となる方

以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年10月分児童手当を鹿児島市から受給している方
- ② 令和2年9月30日時点で鹿児島市に居住する公務員の方で、勤務先から令和2年10月分の児童手当を受給している方
- ③ 単身赴任など、令和2年9月30日時点で鹿児島市以外に居住している方で、令和2年10月分児童手当を受給しており、児童手当の対象児童が鹿児島市に居住(令和2年9月30日時点)している方

※①～③のいずれにおいても、児童手当の所得制限限度額以上のため、特例給付として月額5,000円の支給を受けている受給者は対象外となります。

## 2. 手続きの方法

### ①に該当する方

◎申請は不要です。

対象の方へは、令和2年11月上旬に子育て応援給付金についてのご案内をお送りします。

◎応援給付金の支給を希望しない場合のみ「辞退の届出書」を返送してください。その場合は、応援給付金は支給しません。

◎期限までに「辞退の届出書」の提出がない場合は、令和2年11月下旬に、児童手当の振込先登録口座に、支給します。

### ②に該当する方

◎『鹿児島市子育て世帯への応援給付金申請書(公務員用)』に、必要事項をご記入いただき、令和2年10月分児童手当を受給している所属庁から、受給の証明を受けた上で、児童手当の振込先登録口座の通帳またはキャッシュカードのコピーを添付して、鹿児島市こども福祉課へ郵送または窓口にて提出してください。

◎申請書は、鹿児島市ホームページに掲載のほか、こども福祉課または各支所の福祉課、保健福祉課の窓口にも置いてあります。

### ③に該当する方

◎『鹿児島市子育て世帯への応援給付金申請書(市外対象者用)』に、必要事項をご記入いただき、令和2年10月分児童手当を受給している市区町村や所属庁から、受給の証明を受けた上で、児童手当の振込先登録口座の通帳またはキャッシュカードのコピーを添付して、鹿児島市こども福祉課へ郵送または窓口にて提出してください。

◎申請書は、鹿児島市ホームページに掲載のほか、こども福祉課または各支所の福祉課、保健福祉課の窓口にも置いてあります。

裏面に続きます。必ずご確認ください。

### 3. 給付金額

児童手当対象児童1人につき、1万円

### 4. 支給時期

表面①に該当する方

⇒ 申請は不要です。

令和2年11月下旬に、児童手当の振込先登録口座に、支給します。

表面②に該当する方

表面③に該当する方

⇒ ②③に該当する方は申請が必要です。

申請受付後、給付金の支給要件に該当するかなど、申請内容を確認ののち、振り込みを行います。  
受付順に12月下旬から振り込みを開始します。

### 5. 申請受付期間(表面②・③に該当する方)

令和2年11月2日(月)から令和3年1月29日(金)まで(※必着)

### 6. 申請書提出先(表面②・③に該当する方)

鹿児島市こども福祉課まで郵送、または窓口にてご提出ください。

郵送先：〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 こども福祉課

「鹿児島市子育て世帯への応援給付金」担当 宛

## お問い合わせ先

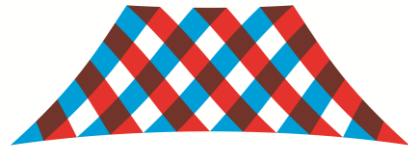
●鹿児島市役所 こども福祉課 児童給付係

☎099(216)1261

※受付時間 平日 8:30~17:15

鹿児島市山下町11番1号(本館1階⑩番窓口)

あなたとわくわく



マグマシティ  
鹿児島市